

〔事案 28-171〕 給付金等支払請求

・平成 29 年 3 月 15 日 裁定不調

<事案の概要>

平成 28 年 5 月 29 日の契約申込時、募集人から、保険料がクレジットカード払いの場合は同日から責任開始となる旨説明を受けたとして、同年 6 月 1 日の入院・手術について給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 5 月 29 日に契約した医療保険について、保険料をクレジットカードで支払った場合、契約申込日が責任開始日となるため、同年 6 月 1 日の急性心筋梗塞による入院・手術について給付金を支払ってほしい。または、募集人の誤った説明により損害を受けたので、給付金相当額の賠償をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、申立人に対して、契約申込日が責任開始日になると受け取られる説明をしたことは認めるが、責任開始日は、クレジットカードのオーソリゼーションを取得した平成 28 年 6 月 2 日であり、契約者間の公平の観点から、約款等と異なる取り扱いをすることはできない。
- (2)募集人は、契約締結の代理権を有しておらず、募集人の説明は、契約の内容に影響を与えるものではない。
- (3)申立人に、給付金請求の根拠となる診断書等の提出を求めたが、申立人からは提出されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人の事情聴取を行った。なお、相手方は募集人の誤説明の事実を認めているため、募集人に対しては事情聴取を行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、給付金の支払いおよび損害賠償は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1)クレジットカード払いの場合、責任開始期は、オーソリゼーションの手続きが終了した時点であるということは、初歩的な事項であり、説明を誤った募集人の不注意、あるいは、知識不足によって誤った説明をしたことは、不適切であった。
- (2)したがって、紛争の早期解決の観点からも、本件は和解で解決することが妥当である。